

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和元年8月26日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和元年8月26日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	岩永政則	副委員長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	議会事務局理事	富永正彦
参事	森本陽子		

説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
教育長	勝本真二	総務部長	山本昭彦
企画財政部長	久保平敏弘	教育次長	森川寛子
建設産業部長	日名子達也	住民福祉部長	中嶋敏純
健康保険部長	辻田正行	水道局長	濱伸二
会計管理者	山口利弘	総務課長	荒木秀一

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和元年第3回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時29分

閉会 12時14分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会をいたします。9月3日招集の第3回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。初めに議長の御挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。いつもならまだ暑くて残暑が残っているところでございますけど、今年の天候はちょっと不順で雨続きでずっと天気の悪い状況の中で、町制50周年ということでいろいろな事業に私も参加をさせてもらっておりますけども、すばらしい記念事業ができていないかと思っております。行く度に感動して帰ってきております。ありがとうございます。さて、今日は議会運営委員会でございますけども、令和元年第3回長与町議会定例会があるわけでございますけども、今回9月は主に決算の認定ということと思っておりますけども、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。簡単でございますけども挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

次に、町長の御挨拶をお願いします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本当今ご挨拶がありましたように、夏と言えども大変な長雨でございまして、朝夕にはいくらか秋めいた風も吹くようになってきた今日でございます。皆さん方におかれましては、日々御健勝にて御活躍のこととお察し申し上げる次第でございます。本日は大変お忙しい中、第3回目になりますけれども、定例会に係ります議会運営委員会を開催していただきましたことにありがとうございます。今回もひとつどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、まず令和元年第3回長与町議会定例会についてを議題といたします。

提出予定の議案につきまして町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは御説明をさせていただきます。今回の定例会では各会計の平成30年度決算認定を含めまして報告が3件、議案を20件予定しておりますのでございます。提案内容につきましては所管の部長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、まず総務部関係につきまして、山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。総務部所管では議案1件を上程しております。議案第64号令和元年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらは歳入に平成30年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金を繰越金として、また、歳出に一般会計への繰出金としてそれぞれ194万円を計上いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を969万3,000円とするものでございます。以上が総務部所管でございます。このほかに来月9月定例議会会期中におきまして、長与町教育委員会教育長の選任について、それから人権擁護委員の推薦についての議案を追加議案として上程させていただきたいと存じますのでよろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に企画財政部関係につきまして、久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。引き続き企画財政部所管でございます。まず報告8平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により報告するものでございます。次に議案第63号令和元年度長与町一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,010万2,000円を追加し、補正後の予算総額を129億4,687万4,000円とするものでございます。

以上2件でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

次に住民福祉部関係につきまして、中嶋住民福祉部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは住民福祉部所管につきまして御説明をいたします。議案は3件でございます。初めに議案第57号長与町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴う印鑑登録条例処理要領の一部改正に基づき所要の改正を行うものでございます。次に、議案第60号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、長与町福祉医療費の支給に関する条例第2条第3項に規定する子どもの福祉医療費の支給方法に関しまして、償還払方式から現物給付方式へ移行するため所要の改正を行うものでございます。続きまして、議案第61号長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の子どものための教育保育給付の認定と改正後に新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため所要の改正を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

次に健康保険部関係につきまして、辻田健康保険部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

皆さんおはようございます。健康保険部所管では5件の議案を上程する予定でございます。まず条例関係が2件で、議案第58号長与町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。次に、議案第59号長与町介護給付費等準備基金条例の一部を改正する条例は、市町村の自立支援、重度化防止等の取組を支援するために保険者機能強化推進交付金が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、予算関係が3件で、議案第65号令和元年度長与町国民保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,770万4,000円を追加し、補正後の予算総額を40億8,379万9,000円とするものでございます。次に、議案第66号令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億1,817万8,000円とするものでございます。最後に議案第67号令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,791万6,000円を追加し、補正後の予算総額を32億2,413万円とし、また、既定の介護サービス事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ411万9,000円を追加し、補正後の予算総額を3,404万9,000円とするものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に建設産業部関係につきまして、日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

皆さんおはようございます。建設産業部では議案が2件でございます。まず、議案第62号道ノ尾中央公園新設工事請負契約の締結についてでございますが、道ノ尾中央公園新設工事請負契約に伴うものでございます。続きまして、議案第68号令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,512万4,000円を追加し、補正後の総額を5億2,549万6,000円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

次に教育委員会関係につきまして、森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

おはようございます。教育委員会は報告が2件でございます。まず報告9、変更契約の締結に係る専決処分の報告についてです。これは長与町立小学校空調設備設置工事（1）の請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年7月18日に契約変更の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。同じく報告10につきましても、変更契約の締結に係る専決処分の報告です。これは長与町立小学校空調設備設置工事（2）の請負契約について、地方自治法第

180条第1項の規定に基づき、令和元年7月22日に変更契約の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

以上2点でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に水道局関係につきまして、濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆さんおはようございます。水道局所管では、議案2件についてお願いたします。まず、議案第75号平成30年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収入及び支出では、水道事業収益8億278万9,525円、水道事業費6億9,690万5,198円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入2億3,712万3,000円、資本的支出5億8,128万5,484円の決算額となっております。続きまして、議案第76号平成30年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございます。収益的収入及び支出では、下水道事業収益10億2,862万8,828円、下水道事業費9億2,044万4,607円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入1億3,359万7,033円、資本的支出2億9,153万5,242円の決算額となっております。

以上2議案につきまして、よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

最後に会計関係につきまして、山口会計管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

皆さんおはようございます。会計関係の議案につきまして御説明を申し上げます。議案第69号から第74号までの6議案につきましては、一般会計及び特別会計の決算で、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。それでは議案第69号平成30年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額129億4,577万8,322円、歳出総額119億7,598万5,542円で、歳入歳出差引額は9億6,979万2,780円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は2億377万8,000円で、実質収支額は7億6,601万4,780円でございます。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億円としております。議案第70号平成30年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額994万9,127円、歳出総額800万7,981円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は194万1,146円でございます。議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額41億2,114万6,966円、歳出総額39億8,430万1,976円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億3,684万4,990円となり、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億2,000万円でございます。議案第72号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億9,312万7,176円、歳出総額4億9,073万3,917円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は239万3,259円でございます。次に議案第73号平成30年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入総額30億1,582万3,039円、歳出総額26億732万5,503円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は4億849万7,536円でございます。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2億5,700万円でございます。介護サービス事業勘定でございますが、歳入総額3,033万8,393円、歳出総額2,621万7,711円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は412万682円でございます。最後に、議案第74号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額9億871万887円、歳出総額9億446万7,814円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は424万3,073円でございます。以上6議案におきまして、各会計決算の認定をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

お疲れさまでした。以上をもちまして議案の説明が終わりました。

次に、一般質問の通告並びに請願陳情等について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

皆様おはようございます。一般質問につきましては、通告者12人、質問件数25件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。

請願、陳情につきましては、請願はございません。陳情は2件で、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、委員会への付託等につきましてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは、議案名は省略をいたします。議案第63号、議案第64号、議案第69号、議案第70号。産業厚生常任委員会に付託するものにつきましては、議案第57号から議案第61号、次に議案第65号から議案第68号、次に議案第71号から76号でございます。本会議での即決につきましては、議案第62号。以上委員会等への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。

続いて、会期日程について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては、9月3日火曜日から9月20日金曜日までの18日間で、3日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程、これは提案理由説明まで、そして議員全員協議会。4日水曜日一般質問、5日木曜日一般質問、6日金曜日一般質問、そして議案審議、質疑、そして付託または即決です。7日土曜日、8日日曜日は休会となります。9日月曜日付託案件審査、10日火曜日付託案件審査、11日水曜日付託案件審査、12日木曜日付託案件審査、13日金曜日付託案件審査、14日土曜日、15日日曜日、そして16日月曜日は休会となります。17日火曜日付託案件審査、18日水曜日付託案件審査、19日木曜日付託案件審査の予備日となっております。20日は委員長報告そして採決、以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案については、ただいま事務局長から説明がありましたとおり、決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって第3回定例会の会期日程については、以上のとおり決定をいたしました。

その他の件について何か皆さん方からございませんか。無いようでございますので、以上をもちまして令和元年第3回長与町議会定例会についてを終了をいたします。

執行部の方は御退席をお願いいたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。議会日程等につきましての御審議は本当にお疲れさまでした。それでは7月19日に前回委員会を開催をいたしましたが、この委員会に引き続きまして、議会の運営に関する基準についてを議題といたします。

以前に配付をいたしておりました本日の審議は、第10章からお願いをしたいというふうに思っておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。それでは、別紙を見ていただきながら順次御検討をいただきたいと思いますというふうに思いますが、会規96と97につきましては別に無いようです。次に、会規98議長及び副議長の辞職についての件がありますが、4点記載がございますので、この点から御意見等を伺いたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。98につきましては別に無いようでございますので、このとおりにさせていただきます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

いいですか。それでは次に会規99議員の辞職につきましての内容につきまして、御検討をいただきます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

会規99につきましては、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

無いようでしたら、このとおりに決定をさせていただきます。

次に、会規100資格決定の要求につきまして2点ございます。何か御意見等ございませんか。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは会規100につきましても、それぞれ記載のとおりとさせていただきます。

次に会規101資格決定の審査につきまして3点、2につきましては10まであるようでございます。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規101につきましては、この内容でいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではこのように決定をさせていただきます。次に第12章の規律につきましては右の方の現行申し合わせ云々というのがありますが、何か説明があるようです。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

右側に①で書いてありますのは、現行の申し合わせにこの会規105の離席について右側に書いてますように、会議中の面会または電話の取り次ぎは、特に緊急な時以外は行わないというのが、現行申し合わせにあります。この部分についてはもう敢えて今回の基準の方に移さなくてもこれはもう普通、一般常識と言いますか、普通に考えられる本会議中であれば余程のことがない限りは行わないはずなので、改めてその文字にする必要もなく、そのままいいんじゃないかなということで、お示しをしたところです。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規の102から109につきましては、これでいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは第13章の懲罰、会規110につきまして御検討をいただきたいと思います。2項目ございますですね。右の方に閉会中の事犯は動議を提出することができないことから、懲罰を科すことはできないという詳細のものも記載があるようです。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

110につきましては、何か御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この3日以内というのは地方自治法の規定だったんですか、提出期限は。期限、その事案が発生した3日以内に動議を提出しないといけないという確認なんですけどね。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います、110につきましては、1と2がありますが、1の1行目の1番最後に丸、「対象になる」のあとに丸ですね。それから①と②を削除。そういうことで110につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定をさせていただきました。次に、111になります。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

111につきましては、記載のとおり決定をして異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

決定とさせていただきます。次に112につきましては省略をいたしまして、113戒告または陳謝の方法です。1から4まで記載がありますが、何か御意見ありませんか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規 1 1 3 につきましては、2 行目最後に「議決する」。「議決して決める」を削除して「議決する」にするという意見が出ておりますけども、いいですか。他には無いようですね。他には無いようですからこのとおり決定をさせていただきます。

次に、会規 1 1 4 出席停止の期間につきまして、1 と 2 があります。御意見ありませんか。無いようでしたらこのとおり決定をさせていただくことに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

いいですか。それでは決定をさせていただきます。

次に、会規 1 1 5 出席停止期間中出席したときの措置。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規 1 1 5 につきましては、このとおり決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

このとおり決定されました。

次に、会規 1 1 6 懲罰の宣告につきまして、御審議をいただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

会規 1 1 6 につきましては、このとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。そのとおり決定をされました。

次に、公聴会の会規 1 1 7、1 1 8、1 1 9、1 2 0、1 2 1、1 2 2 につきましては、別に記載は無いようでございます。第 1 5 章の参考人も無いですね。それから第 1 6 章の会議録につきましては 1 1 2、1 2 4、1 2 5 につきましても無いようでございます。会規 1 2 7 につきましては 1 項目ありますが、御審議をいただきたいと思います。右の方にまたこれも議長及び議会において定めた 2 人以上の議員がこれに署名しなければならないという法的な根拠を示して、提示をしております。いいですか。

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、会議録署名議員ということでお示しをしている文は、原文は基本的にそれでいいんですけども、正副議長を除くというのを入れたいと。会議録署名議員は正副議長を除き、任期中を通じて会期ごとに議席番号 1 番から順次 2 名ずつを指名するっていう形を

取らせていただきたいと思います。それと会議録署名議員が欠席したときの話が無く、その「指名する」の今の一文の後ろに「会議録署名議員が欠席したときは、次を追加して指名する」の一文を追加をさせていただきたいと思います。まず、「会議録署名議員は、正副議長を除き」を挿入して、任期中を通じて会期ごとに議席番号1番から順次2名ずつを指名する。会議録署名議員が欠席したときは次を追加して指名する。署名議員が欠席した時は、次を追加して指名する。順次2名ずつの次の人になります。

○委員長（岩永政則委員）

今、事務局から訂正の申し出があり、挿入するということで提示がありました。それに対する意見ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

議席番号1番から順次2名ずつというところで、議席番号1番からというのを入れんばいかなですか。実際の運用が私4番なんですけど、6月議会で改選があったあとに多分1番2番の人はされていないんじゃないかなと思うんですけども、どうだったですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

改選後の臨時議会で1番2番の方はされたので、6月議会は3番4番の方になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に御意見ありませんか。いいですか。

それでは先程事務局から提示がありましたように、もう1回読みます。「会議録署名議員は、正副議長を除き任期中を通じて会期ごとに議席番号1番から順次2名ずつを議長が指名する。会議録署名議員が欠席した時は、次を追加して指名する。」以上のように決定していいでしょうか。いいですね。

（「異議なし」の声あり）

それじゃあそのように決定をされました。

それでは、次に第17章全員協議会、会規127につきまして御検討をいただきたいと思います。ここの右の方に会議規則では全員協議会のほか、政策討論会、議会報告会、住民懇談会を協議または調整を行う場としている。おかしくないですかというクエスチョンマークがございます。この点、ちょっと説明をさせましょうかね。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、委員長の方から御説明いただきましたけども、標準会議規則で言うところの第17章第128条というのは、標準会議規則はもう全員協議会というタイトルで、全員協

議会のことだけが書いてあります。協議調整を行う場として全員協議会を設けるということで、恐らくこれはうちの議会のオリジナルの項目といたしますか、現行の会議規則では、協議調整を行う場として次のとおり設けるということで全員協議会、政策討論会、議会報告会、住民懇談会という4つを表形式で規定をしているところです。そもそも会議規則そのものは、本会議をベースに会議の運営についての規則を規定しているものだというふうに認識をしております、標準会議規則で言うところの協議調整を行う全員協議会については、本会議と議会の運営等の基本的事項の協議調整というところでは理解できるんですが、それ以外の政策討論会と議会報告会、住民懇談会が果たして本会議をベースとする議会の協議調整を行うための場と位置づけられるのかなというところがそもそもの疑問でございます。敢えて会議規則に載せなくても、基本条例にこの全員協議会以下の3つは規定がされておりますので、あくまでも会議規則という考え方に立てば、ここは全員協議会だけが規定をされるべきではないかなということでの御提案でございます。もしそういう方向になれば、会議規則本体の改正が必要になるということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今事務局から説明がありました。これを含めて御検討いただきたいと思います。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私この会議規則を改正するときに議論に加わったんですけども、当時が基本条例と併せて会議規則をとということで、基本条例の中で、その政策討論会とか議会報告会、住民懇談会の項目を入れた関係で、なんか他の議会の会議規則を見ると、こういうのが会議規則の中にも盛り込まれてるという形の中で多分入れた背景があったと思うんですよ。ですんで、確かに今、事務局言われるところも十分理解もするんですけども、入れたときの背景をもう少しちょっと遡って詳しく検討した方がいいかなというふうには思っています。他の加わった議員も今回議運では外れてる議員もいらっしゃるんで、そのときの思いとか、こうした方が良いという結果が出た方向性が何だったのかなっていうのを検討して確定していった方がいいかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

今、河野委員が言われたような多分背景はあるんだろうということで考えてます。この場で即決というのは難しいと考えますので、先程御説明したように会議規則というのが本会議ベースで会議の運営を規定するという位置付けだということを前提にすれば、例えば議会報告会、住民懇談会については、対住民に対する対応をどうするかということでございまして、基本条例にも当然、明文化をされてございまして、その条例を根拠に開催ができますので、会議規則に敢えて載せる必要はないのではないかなということでの

提案でございます。この部分については今日即決っていうのは多分不可能かということ
で考えますので、一応そういうことを念頭に置いていただいて、見直す必要もある可能
性があるということを入れておいていただければ結構かと思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに皆さん方から。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

全員協議会は平成20年でしたか、ちょっと時期は忘れちゃったけども、地方自治法の
改正でこの規定が、調整の場っていうのが設けられたんですよね。それに基づいて費用
弁償も払ってきとるわけですよ。その前は任意の会議という位置づけだったんですよね。
だから厳密に言うならば、この協議または調整を行う場っていうのは全員協議会しか
ないんですよ、法律上。それを施策討論会まで入れるかどうか、ここはちょっと微妙な
ところがあるかもしれませんが、少なくともこの議会報告会、住民懇談会は外しても
いいんじゃないかなと思います。いずれまた別途検討する事があると思いますので、そ
のときに検討すればいいのではないかなと思います。私も全部見直しのときは入れても
いいんじゃないかなと思ったんですけどね。この前の記念誌の問題とか、全員協議会の
位置付けとか、いろいろあったもんですから、全員協議会の位置付けっていうこと
から考えれば、今富永理事が提案されるようなことが言えるのではないかなと思
います。いずれにしろ、また別の機会で議論すればいいのではないかなと思います。
以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにございませんか。要はこの調整の場のところに、会規128には別に出てきて
ないわけですね。基準として文言を入れようというのは出てきておりませんで、若干の
疑問を事務局が感じて右のようなことを提示をさせていただいたとすることでござい
ますので、いろいろこのことを見ますと、議員の報酬等の費用弁償の支給の条例上は、
議会報告会と住民懇談会は支給しないという条項を改正をしましたね。これは改正して
そのようにしておるんです。ところが政策討論会には支給をするようになっておるん
ですね。そういう両面があるというのもちょっと念頭に置いとっていただいて、もし政
策討論会、議会報告会等を、あるいは住民懇談会を削るとしなれば、そういう報酬
関係の条例の改正等も出てまいるということも念頭に置きながら今後御検討いた
だこうというふうに思っておりますので、差し当たりの会規基準につきましては何
ら無いようですので、このとおり整理していきたいというふうに思います。いい
でしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのとおり決定をさせていただきます。

今日の会規96から今の130まで、130は別に無いようですので外したわけ
ですが、この全体的について、ここだけはちょっとしとかんといかんよというお
気づきがございませんか。今日の全体的なもの、いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それじゃあ以上で基準につきましては終了をさせていただきたいというふうに思います。実は私も指示をいたしておったんですが、一番最初のこの委員会で審議しなかった一番最初の1枚があったんです。それを含めて事務局の方でここで御審議いただいたものを含めて、大体整理をしとって欲しいということで、訂正等を含めてお願いをしておりました。今日の分を見ますと、若干訂正がありましたですね、今日の分が。これを今からちょっと修正をさせまして、休憩を少し挟んでその間に事務局の方で整理をさせます。全部、今日の分をですね。そういうことでしばらくの時間15分前後いただいて、それで最初からの正本を皆さん方に今日お渡しをしようというふうに思っておりますので、今から休憩をしたいと思います。前の分は整理をさせておりますから、今日の今の何点かあったものを急に今からして製本をさせますから、それを今日配って次回まで見とっていただいて、やろうというふうに段取りをしておりますので、しばらく休憩をしたいと思いますが、どのくらいいいか。そしたら25分まで休憩をいたします。

(休憩 11時09分～11時25分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

整理が終わったようで今配付をいたしましたとおりですので、若干説明を要する部分が少ないようでございますから説明を求めます。富永理事。

○議会事務局理事兼監査事務局長（富永正彦君）

それでは今お手元にお配りをさせていただきましたホチキス留めでございます。右方に本日の議会運営委員会の資料ということでお示ししております。こちらにつきましては前議運で確定させていただいております会議規則の1章から全部をお配りしてあります。

今後これにつきましては議運で決定をしたあとに全員協議会等、議員の皆様にもお示しをしながら確定をする作業に入っていく流れかと考えております。まず1ページ目でございます。下の方、会規4の議席のところでございます。下線を引いております名前順、五十音順、それと3項の同期複数のくじで定める。この部分については今後、次期選挙のときに、改選のときにどういう取り扱いをするかっていうところについて、もう少し詰めるところがあるかなということで強調をさせていただいております。例えば、よその事例で申しますと、議席番号は期別と言いますか、当選回数順のさらに年の若い順という所が多いパターンがございまして、うちのように五十音順っていうのはなかなかあんまり無いというところと、同期複数の場合のくじで決めるというところについてほとんどは年齢の若い者から順にというふうにもう読めば議席番号が特定できるような決め方になってるところも多うございまして、くじで決めるのかなと、くじをするまで決まらないということが言えますので、その辺りも検討、再検討があってもいいのかなということで一応下線を引かせていただいております。2ページ目にまいります。会規6でございますけども、こちらの最後のところ黄色で会期最終日に議長が会議に諮っ

て決定するというふうの下線を引いてお示しをさせていただいています。これ原文は上の会期終了の当日議決するで終わってたんですけども、この黄色の線の方に変えた方が良くないかということでの御提案でございますので、こちらにもまた検討していただければと思います。3ページにまいります。3ページの会規17、前日の正午まで、これは以前、河野委員からの御意見で「前までに」ということで訂正を掛けて下線を引いております。ただこの部分につきましては例えば今日修正議案を出すと、提案するというときには今日の朝には最低でもその議案はもう整ってないと、動議されてそこから議案が出てきてああだこうだということになると、本会議の運営に支障を来すということで、このときも御説明しましたけども、例えば時津町の場合はもう2日前までには出しとかないとだめだという決まりがありますので、この辺りもまだちょっと詰めさせていただきたいということで黄色でお示ししています。次の4ページにまいります。下の方の会規32選挙、開票投票の効力の立会人の氏名のところでございます。うちの場合はこのときも御説明させていただきましたが、立会人を年長議員から2名ということになっております。通常議会の行われる選挙というのは、投票はまず初議会の正副議長選挙が真っ先にあるわけなんですけども、御説明のときにも話しましたが、正副議長に立候補される方、手を挙げられる方というのは年長の方に偏るんですね。例えばうちの場合は所信表明をやりますけども、その所信表明をする議員が例えば仮議長だったり、立会人になるのはどうかということもありまして、議会だよりの意見、傍聴人の御意見の中にも、立会人の指名の仕方についてちょっと御意見もあったみたいなんで、1つの案とすればそこに赤で書いてますけども、立会人はもう当日の会議録署名人というふうに決めたらどうかという御提案です。これはまたあとで考えていただければと思いますが、初議会ですから当然1、2番、先程浦川委員からもちょっと出ましたが、1番、2番の方は1期議員ですね。新人がいなければ2期議員。で、その辺りから正副議長で積極的に上げられる方はまずイメージできないかなというところと、会議録署名人ということに決めてしまえば会期ごとに立会人も動いていきますから、平等に回っていきますよと。今これで行きますと4年間の間何か投票があれば、いつも同じ議員が立会人になる規定になってるんですね、常に年長議員ですから。そういう意味も考えると当日の会議録署名議員を立会人にするというふうな考え方もある意味良いのではないかとということで、一応御提案をさせていただいております。5ページはありません。まず次の6ページの方ですね。会規の1番上の会規44の7、下線を引かせていただいております。これは委員会の意思表示と本会議の意思表示を異にすることはというので、現行の申し合わせにもこの文はございます。今まで申し合わせの中で確かに一般的に言うとおかしいと、委員会で賛成して本会議で反対するのはおかしいということで、禁止ではないので慎むべきであるという表現になるんですけども、本来で言いますと、良いとは言いませんが、委員会での表決と本会議の表決が異なることはあり得るんです。普通に考えればないんですけども、討論というところで勉強をすると、討論については自分と反対の意見の人

を自分の方に引っ張ってくる。その討論の意味合いというものを考えますと、討論を聞いて意見が変わるそれは自治法上もおかしくないということで、これを申し合わせの中で入れるべきかってちょっと悩んでこの下線を引かせていただきました。これにつきましては先程申しましたように、委員会の表決と本会議の表決は原則別物ですから、絶対一致しないといけないとか、絶対無比なものではないというふうに私は思いますので、基本的には変わらないのが当たり前ですけど、変わることもあり得るという前提を残すべきじゃないかなということでのこの下線でございます。一応そこら辺もちょっとまたあとで詰めていきたいと考えます。下の方に行きまして、6ページ会規50の3の右側に通告制の要否ということで書いております。うちの場合は、質疑、討論については通告制をとっておりません。現行ですね。よその市議会とか通告制を取られている所は皆さん御存知だと思いますけども、質疑についても討論についても動議も通告制を採用し、市議会と県議会になれば全て通告制になってます。ですからうちは通告制を使わないよという明文化があった方がいいのかなということで、通告制の要否もこのところで考えてみてはどうかということでの御提案です。これはもう通告制にする、しないじゃなくて今の現行で構いませんけども、通告制を採用しないところを明文化しての方が分かりやすいかなということでございます。右にまいりまして7ページでございますが、これはもう単純に会規54の3は範囲を超えないというところで、質疑の過程で意見を加えたり討論になっていけないということを追加したらどうかということでの御提案です。次の会規56発言時間の制限について、ここで現行申し合わせが記載がされてます。今一般質問を60分にして5分前と終了時にブザーを鳴らすということで、会規61ということで括弧書きで書かせていただいております。会規61をめぐっていただきますと、会規61の4の(6)これ現行申し合わせでも書いてますが、答弁を含めて60分以内、現行通りですね。ここで2回出てくる形にするよりは、会規56の本文をそのまま会規61の方に持ってきて、一般質問の説明ということで、発言時間の制限はそれ以外にも例えば参考人の発言であったり、例えば討論を5分以内に制限するとかそういうこともありますので、会規56は基本的に項目としては無くして、この黄色の分はそのまま一般質問の説明ということで持っていったらなということでお示しをします。めぐっていただいて、そのページの下から一般質問が始まるんですけども、一般質問の4の下の(1)から(8)につきましては、この間御説明させていただきましたが、現行申し合わせの原文でございます。それぞれ(3)については、データの提出ができることとか、メールしてメール提出時の扱いとか、そういうところを決めていった方がいいだろうということと、(8)については順番をどうするか、これはこの話のときにも出ましたけども、時間が早く終わったとき、欠席者が出たときの確認ですね、ここについては、またあとからということで下線の(1)から(8)については、検討が必要だろうということでお示しをします。次の会規62でございますが、緊急質問のところですよ。緊急質問は文書によるものとし、その日の開議前までに議長に通告する

ものとするということになってます。このとき真に緊急性があるかどうかについては議会運営委員会において決し、日程に追加するものとするということで黄色でしてありますが、その後ろに下線で会規63において、質問の回数の準用を除外と時間を含めようとするかという提案です。これは今後検討をしていただきたいと思いますが、緊急質問については一切規定がされていません。うちが今申し合わせ等で決めてるのは質問時間について一般質問で60分ということだけが決められてまして、緊急質問のときに時間を含めどこまで、一般質問に準じるのであれば、一般質問に準じるという規定をすべきだろうという検討が今後残されるということでお示しをします。それと次の9ページの会規74の一番下でございます。会規74の4、委員の派遣先が町内また町の執行機関であるときは、派遣要求書を要らないということでございますが、ここについては会期中に限定をしたいということで、改めて御提案をさせていただきたいと思います。ページめくって10ページ、会規75の継続審査のところ（調査）っていうのを黄色で塗ります。会議規則のタイトルは閉会中の継続審査なんで、ここは（調査）を入れた方がいいのかなと、入れるか、入れんかというだけの話です。要は審査っていう言葉にまとめるか、まとめないかをまた決めさせていただきたいと思います。右の会規11でございますけども、会期85のところ選挙規定の準用ということで出ておりますけども、委員会への準用ですね、会議規則上は選挙規定は選挙のときと同じ28から選挙の第4章通常のやつにも準用するというように書いております。これ本会議ではそうなんですけども、委員会では例えば議場の閉鎖だったりとか準用しない部分が出てきますので、ここも委員会では例えば議場の閉鎖を行わないとか、そういう準用しないということを書くか、書かないかっていうところを検討していきたいと考えています。下の方に行きまして、9章の89の一番下に赤で書いてます。請願の採択に賛成した人は意見書案に反対できない。会規90で請願の紹介取消し、紹介議員は紹介を取り消さない限り表決で反対することはできないの明文化が要らないかということです。めくって12ページ会規94の4、下半分黄色で塗っています。ここについても結論を出さずに終わっていますので、結局その請願を議案として意見書案を出すとき誰が出すのかと、所管委員会で全会一致であれば委員長名で発委ということでこれまで来てるんです、申し合わせ上は。ただ、まじめにと言ったらおかしいんですけど、リアルに考えてみたときに例えば今、通常の委員会でも産業厚生では河野委員長が委員長をされてて、仮に全会一致になったときには委員長報告では全会一致ということと言われて、そして反対討論で委員長で採決権がないのでということで反対討論をされますよね。あれが多分これにもはまるんだろうと。例えば請願が採択をされて、例えば総務なら総務でいいんですけども、総務委員会である請願が出てくる。委員会では委員長以外に全会一致で採択をされたとなると、今までの申し合わせでは委員長名で意見書を作る形になる。先程の河野委員の例を引き合いに出して申し訳ないですけども、例えば河野委員が反対する請願、委員長の立場で反対の立場の請願が、自分以外は全会一致でなったとき、全会一致で採択されましたっ

という河野委員の委員長名で議案が出される。でも反対。それはやっぱり矛盾するんですよね。ですからその委員会の全会一致のときの委員長名で出すっていうのは外しとかなないと、これはちょっと具体的に今お話ししたような事例もパターンを含めて、誰が議案の提出者になるべきなのかっていうところは、もうちょっと詰めていくべきだろうということで、黄色でお示しをさせていただいています。これもあとで詰めたと思います。

めくっていただいて14ページでございますけども、前のページの第12章規律から品位の尊重からずっと続くところの最後に会規102から会規107、108を飛ばして109の規定は委員会に準用すると。このとき議長は委員長に、議員は委員に、議場は委員会室に読み変えるということで、第12章の規律の項目で、会規108で許可のない登壇の禁止以外は、全て読み変えて委員会に準用するというのを入れるべきだろうということです。すいません。14ページの113、中程の委員会はっていうところ、先程私ちょっとすいません、提案して消し忘れてますので、そのまま消していただいて結構です。右側の15ページですけども、127は先程追加していただいた会議録署名人の追加です。下の18章、120、129、130、ここまでで会議規則部分が終わりになります。その下に会議規則の改正関係ということで、先程全員協議会の話をしていただいた部分、それと会議規則91のところ、請願書の写しの配布のところをもうそのまま写しの配布にさせていただけないかという御提案をさせていただいておりますので、この会規の90、128については、標準会議規則に準じて請願書の写しが配布と全員協議会にだけに限定をするという、戻すということであれば会議規則の改正が出てくるようになりますということでの2項目のお示しでございます。めくっていただきまして、ここからは委員会条例のことを書かせていただいております。ここはさらっと目を通していただければと思いますが、現行申し合わせの中に既に規定をされている申し合わせ事項を基本的には記載をしております。特に委員会条例7の委員の選任のところ、ここについては現行の申し合わせのやつをそのまま載せております。1人1役の問題とか、そういうこともちょっと話題にはなるかと思いますが、そのときの委員の選任の方法も2年後になりますけども、その辺りを現行のままでいくというのか、もう変えようという形になるのかということも詰めるべきだということで考えておりますので、16、17ページにつきましては、現行申し合わせを含めて目を通していただければということで考えております。ちょっと長くなりましたが以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは全体のものをまとめて今配付し、若干ポイントだけ説明をして、お持ち帰りいただきたいというふうに思うわけです。ずっと皆さん方も控えて訂正をするべきところがあったわけですので、それらと今のお渡しをしましたものと本当に訂正が合っているのかどうか、その辺りの確認と再度また検討の結果、これはこうすべきじゃないかというような御意見等があれば次回に出していただきたいというふうに思っておりますので、十分時間を掛けて見比べていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。特に

皆さん方からこの件について御意見ございませんか。無いですか。それじゃあお持ち帰りいただくとして、無いようでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今後のことを若干申し上げて御協力をいただきたいというふうに思うんですが、今後の議会運営委員会としての検討事項について、テーマですね。これについて若干申し上げておきたいと思いますが、今後はまずこの今配りました基準の最終的な決定をさせていただきたいというふうに思いますので、先程言いましたようにお持ち帰りいただいて、次回にこの基準の最終的な調整をしたいというふうに思っておりますので、今後のテーマとしてのまず第1点は議会運営に関する基準の確認と調整、決定ということになると思います。なおまた現在、先程ちょっと触れましたが、現在の申し合わせ事項があります。これを極力この基準の中に入れていくというのが建前であったわけですが、どうしても入れ得ないものがあつたときにはどうするのという、そういう議論も今後出てくるだろうというふうに思うんですね。そういうことで若干この申し合わせ事項が最終的にどうなるかですね。是非、御検討を2点目についてはお願いしたいというふうに思っています。それと先程からちょっとありましたように、この基準を策定する上において、会議規則の具体を基準に謳ってきたわけですから、その中で逆に本体の会議規則の改正が必要になってくると、先程もありましたようにね。そういうことも出てまいりますので、この会議規則の改正については議会の議決が必要になるわけです。したがって、この点を是非、検討をいただくテーマとして念頭に置いていただきたいと今後の検討事項です。それからこの前の研修のときのテーマの1つに挙げました災害対策要綱等の見直し等、これ研修して参りましたので、資料は事務局にありますので事務局も再度十分検討いただいて、この委員会としても災害対策要綱の変更が必要であれば変更していくという1つの検討のテーマとして、設定をしていきたいというふうに思っております。それからもう1点は、現在、監査委員に関する条例があります。これに基づいて議選を1名出すということの条例、法律ですから、条例で決めておるから現在1名出しておると。それを今後どうするのか、この改選の前の3月の議会で、一定の監査委員の法律改正等の問題の資料を議長が配付し、その説明を若干していただいておりますが、このことの最終決定がなされておられませんので、差し当たりはもう従来どおりですから従来どおりで出していきましたが、今後をどうするかということについて検討テーマとして、監査委員に関する条例の検討をお願いをしたいというふうに思います。それからの議長からの申し入れも今あつとるんですが、執行側の各種委員がございますですね。いろいろ都市計画審議会の委員とか、あるいは教育委員会のスポーツ振の問題とか、あるいは外郭の福祉協議会の理事の問題とか、いろいろこうありますけども、それらについて一定の方向を議運としても出していただきたいという議長からの申し入れもあっております。方法はいろいろあろうというふうに思いますので、この点の検討をするテーマとして、議会選出の執行機関の各種委員についてということを経験として今後検討をさせていただきたいというふうに思うわけです。それから最後にもう1点、今回の研修の中

で出ておりました2市出ておりました予算決算等の審査の方法として、特別委員会あるいは常任委員会、こういうものを作って検討されておったわけですね。それで感じ方はそれぞれの方で感じられたというふうに思うんですが、非常に検討していくべきものもあるんじゃないかなということで、必要に応じてこの予算決算の審査の方法論、特別委員会か、言いますように常任委員会か、そういうものが必要であるのか、あるいはもう従来どおりでもいいよということになるのか、その辺りの検討も1つのテーマをお願いをしたかどうかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというように思っておりますが、この4、5点の件について何か御意見ございませんか。いいでしょうか。今、申し上げましたようなテーマは今後議運としてできるだけ早く、結論が出るべきものは出していきたくて考えておりますので、どうぞよろしく御協力いただきたいと思ひます。最後に、次回の会議の日程を決めていただきたいと思ひますが、次回については、先程何回も言いますように今配付の基準、この件が1つ。それから会議規則の事務局の整理ができそうということの意見もありますので、会議規則の検討を。それから災害対策要綱ですね。これも先程言いますように事務局に置いておきまして、事務局でもどうあるべきか検討はお願いをしておるんですが、現在の災害対策要綱のうちのもので見直すべきものがあるのかないのか、その辺りの検討も、この3点ぐらいを次回の会議のテーマとして進めていければというふうに思っております。したがって、9月は議会がほぼ最後までありますから、10月の中旬の日程をずばり申し上げて申しわけないんですが、異論があればどんどん出していただきたいと思ひますが、10月17日ぐらいいいかがかなという御提示を申し上げたいんですが、何かご都合ありませんか。どうですか17、17いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら、17日に決定をさせていただきます。9時半からですね。ほかに御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

前からちょっと僕が申し上げとったんですけど、全協、要は何をやるのかって議運の委員が知らないのが多いんですね。前は事前に議運で全協でやることを報告してたんです。だからそれがもし分かれば、分からなかったらあとでもいいですから皆さんに通知をしていただきたい。やはり基本的には議運でまとめたことを全協で結局話をするわけだから、それを私たちがどういう形でやっていくかというのを分からなかったらどうしようもないので、そういう1つの書類をいただければとそういうふうに思っています。

○委員長（岩永政則委員）

当然、議会運営委員会としても言われるように全協には関わりがありますので、できれば出される前に公式上、御報告の機会を、例えば必ず議会開会前の議運があるわけですから、大体決まっておれば出していただくのが筋じゃないかなと私も思っております。

今回に限って何かテーマとして今、なんかこう資料的にはあるんですか。テーマ的には、はっきりしとるんですか。全員協議会。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。竹中委員から出ました全員協議会の内容等についての明示の御提案がありました。そういうことで議案配付の日に資料と一緒にボックスに入れていただくということできたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定をさせていただきます、事務局にお願いしたいと思います。

それからもう1点は、河野委員から出ました議員研修等についてのテーマを前段の今後の検討事項の中に入れて欲しいという御提案ございましたので、これも追加をして検討事項に入れていきたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

そのように決定をさせていただきました。ほかに皆さん方からこれはということはありますか。いいですか。

別に無いようでございますから、以上をもちまして本日の議会運営委員会の全部を終了いたします。お疲れさまでした。

(閉会 12時14分)